

防災教育交流事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市教育委員会 学びみらい部 学校教育課

1 趣旨

本業務委託は、東日本大震災発生から 15 年となる年に、東日本大震災の被災地訪問や被災地の中学生との交流、訪問前後の探究的な学習等を通じて、鎌倉市立中学校に在籍する生徒が震災の教訓と復興の現在を多角的に学ぶとともに、将来の地域防災を担う人材の育成を目指すことを目的として実施するものです。

具体的には、以下の 4 点を達成することを目指します。

- (1) 東日本大震災の被災地の実情と復興の歩みを、五感を通して学ぶことで、防災・減災への当事者意識と実践的な知識をかん養すること
- (2) 「事前学習」「現地スタディツアー」「事後学習」を有機的に連動させた探究学習のサイクルを通じて、生徒が自ら課題を発見し、解決に向けて主体的に思考・行動する能力を育成すること
- (3) 陸前高田市の中学生との協働的な学習や、復興に携わる多様な人々との対話・交流を通じて、多角的な視点とコミュニケーション能力を育むこと
- (4) 現地での学びを自らの言葉で再構築し、鎌倉市の地域防災へ貢献する具体的な提言や行動計画として発信する経験を通して、未来の地域社会の担い手としての自覚と素地を養うこと

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
防災教育交流事業業務委託
- (2) 業務内容
別紙「防災教育交流事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで
- (4) 事業費限度額
2,997,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 担当課

鎌倉市教育委員会学びみらい部学校教育課

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所第4分庁舎2階

電話：0467-61-3812

メールアドレス：shidokyo@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ URL：<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

※問合せについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けています。

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 中学校における教育活動としての探究学習プログラムを企画、運営、実施し、成果を上げた実

績を有する者（実務経験5年以上）がいること。

- (2) 金額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に基づく一般競争入札の参加制限を受けていない者及び同条第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (5) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等もしくは同上第5号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
- (8) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提出書類を作成したスタッフと同一のスタッフが対応すること。

6 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりです。

内容	期間等
公募の開始	令和8年(2026年)4月27日(月)から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申込	令和8年(2026年)4月27日(月)から令和8年(2026年)5月11日(月)までの休日を除く午前9時から午後5時までに学校教育課に持参するか、郵送(令和8年5月11日(月)必着)で提出してください。
質問の受付(電子メール)	令和8年(2026年)4月27日(月)から令和8年(2026年)5月1日(金)午後5時まで ※メール送信後、学校教育課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和8年(2026年)5月7日(木)までに本市ホームページ上で公開します。
提案書等の提出(電子メール)	令和8年(2026年)4月27日(月)から令和8年(2026年)年5月15日(金)午後5時までに、学校教育課宛て電子メールにて提出してください。
プレゼンテーション	令和8年(2026年)5月21日(木)午前または5月26日(火)午前・午後を予定
結果通知	令和8年(2026年)5月28日(木)(予定)までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

7 参加申込み

このプロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出してください（各1部）。提出された書類を

審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した場合、参加できない場合があります。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル参加申込書	指定様式による(様式1)
②	業務経歴書	指定様式による(様式2)
③	誓約書	指定様式による(様式3)
④	登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの。コピー不可。

(1) 受付期間・提出方法

令和8年(2026年)4月27日(月)から令和8年(2026年)5月15日(金)までの休日を除く午前9時から午後5時までに学校教育課に持参するか、郵送(令和8年(2026年)5月15日(金)必着)で提出してください。

(2) 資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について事前審査を行います。審査の結果については、参加申込をいただいた全ての事業者へ令和8年(2026年)5月19日(火)までに電子メールで通知する予定です。審査の結果、参加資格を有すると確認できた事業者(以下「参加事業者」という。)には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式4)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和8年(2026年)4月27日(月)から5月1日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

「質問票(様式4)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、学校教育課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。メール送信後、学校教育課に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問合せ等)は受け付けません。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3) 回答

質問及び回答の内容は、令和8年(2026年)5月7日(木)までに本市ホームページ上にて公開します。回答を公表した旨については、公表時点で参加申込をした全ての事業者へ電子メールで通知します。

9 提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり審査に必要な書類(以下「提出書類」という。)を提出してください。

(1) 提出期間

令和8年(2026年)4月27日(月)から令和8年(2026年)5月15日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールに添付して、学校教育課へ提出してください。電子メールの表題は「提案書(事業者名)」としてください。メール送信後、学校教育課に受信確認の電話をしてください。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。添付の容量が大きく(約15MB以上)送信エラーとなる場合は、その旨電子メールでお知らせください。オンラインストレージサービスを案内します。

(3) 提出書類

ア 正本(①～⑥を一式)及び副本(②～⑤を一式)とします。

イ 正本(①～⑥全て)のみ事業者名を入れ、副本には事業者名や事業者が特定できるマーク、製品名等は記載しないでください。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式による(様式5)
②	実施体制調書	指定様式による(様式6)
③	提案書	任意様式(A4 両面 10 枚・20 ページまで) ※表紙・目次・間紙はページ数に含めない。 ※提案内容は、次に掲げる事項を含め、文章・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述してください。 仕様書の5に示す業務内容について具体的手法や工夫についての提案
④	業務工程表	任意様式による 想定される業務に関するスケジュールを明示してください。
⑤	見積書	任意様式による 各業務の単価や費用や人件費の内訳がわかるように作成してください。
⑥	その他	会社概要のパンフレット等
(提出書類作成に関する注意事項) 日本工業規格によるA4の企画で作成してください。なお、⑥についてはサイズを問いません。		

10 審査の基準及び選考方法

(1) 選考方法

本市が設置する選考委員会において事業者からの提案を評価し、選考を行います。選考は審査基準により最高得点を得た者を優先交渉権者とし、選考にあたって最低基準を設けるものとし、その基準を上回ることを要件とします。選考による得点が同点となった場合は見積価格が廉価の者を上位とし、更に見積価格も同価格の場合は選考委員の合議により上位の者を決定します。

なお、企画提案の応募が1者であった場合でも選考を行うものとし、また、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、契約を行いません。

(2) プレゼンテーション実施予定日時

令和8年(2026年)5月21日(木)午前または5月26日(火)午前・午後を予定

(変更になる場合、提案書等の提出期限までに参加事業者ご連絡するものとします。)

(3) プレゼンテーション会場等

参加事業者ごとのプレゼンテーション開始時間及び場所等の詳細については別途連絡します。

(4) プレゼンテーション出席者

本業務に係る担当者及び営業担当者の参加を含めた3名以内での出席をお願いします。プレゼンテーションは本業務を主に携わる者が行うこととします。会社名を特定できる社章等は身に付けしないでください。

(5) プレゼンテーションの方法等

20分以内のプレゼンテーション(20分を経過した場合は、途中で終了となります)の後、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分程度)を行います。プレゼンテーションの場において、参加事業者が特定可能となるような表現はしないでください。

また、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、学校教育課に事前に連絡してください。

(6) プレゼンテーションの内容等

事前に提出したプロポーザル提案書の内容についてプレゼンテーションしてください。また、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配付することができます。

(7) その他

審査内容は非公開とします。

(8) 審査基準

項番	審査項目	配点	詳細配点	審査の視点	
1	業務の実施体制について	25	5	(1)	業務の遂行に十分な人員体制が具体的に示されているか
			20	(2)	中学校の生徒を対象とした探究学習プログラムを企画、運営、実施し、成果を上げた実績を有する者(実務経験5年以上)が配置されているか(特に鎌倉市の実績も保有しているか)
2	業務の内容について	50	20	(1)	「事前学習」、「現地スタディツアー」、「事後学習」を有機的に連動させた探究学習のサイクルを通じて、生徒自らが課題を発見し、解決に向けて主体的に探究活動を実施できる具体的な効果的な企画案が提案されているか
			10	(2)	防災や減災、復興まちづくり等に関わる多様な主体と幅広いコネクションを有し、それを活かした提案がされているか
			10	(3)	安全管理体制を含む実施体制について、具体的かつ効果的な提案がされているか
			10	(4)	実効性のある適切かつ具体的な工程とスケジュールが提案されているか
3	提案全般について	15	5	(1)	「学習者中心の学び」や「鎌倉市教育大綱」を踏まえたうえで、本事業の主旨を理解し、適切な提案が示されているか
			10	(2)	仕様書記載の業務内容及び業務方法について、参加事業者の特徴・強みを生かした独自の提案や追加の提案がされているか
4	業務の見積額	10	5	(1)	見積額が事業費限度額以内であることを前提に、その内容は適切で妥当性があるか
			5	(2)	コスト縮減に向け、費用対効果の大きい手法が採用されているか

11 結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、令和8年(2026年)5月29日(金)までに全ての参加事業者宛に電子メールで通知する予定です。

12 契約締結等

優先交渉権者との契約にあたっては、選定された提案内容を基に、細部について発注者と協議し、委託上限額内で業務内容及び契約金額を決定した上、締結するものとします。なお、協議に必要な資料については、優先交渉権者が作成するものとします。

また、優先交渉権者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとします。

契約結果については、本市ホームページで公表します。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提案書等が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提案書類中の見積書に関して、市の上限額を超える見積金額を提出した場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選考委員長が失格であると判断した場合

14 契約に関する事項

本プロポーザルで提出された関係書類に基づき、優先交渉権者と発注者とで契約内容の協議を行います。両者が合意に至らなかった場合、優先交渉権者の選定時における次点者と協議を行うものとします。

なお、契約に当たっては、契約金額(概算)の100分の10以上の契約保証金が必要となります。ただし、鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)第5条第の規定により免除となる場合があります。

15 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (3) 書類の提出後の修正又は変更はできません。
- (4) 契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、発注者がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 本件契約後、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号)に基づき提出書類を公開することがあります。

- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成が必要となります。当該契約書には、業務の一部の再委託に関する定めを設けるものとします。
- (9) 参加申込の後に辞退する場合は、「辞退届(様式7)」を提出するものとします。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)、鎌倉市財務規則(平成7年規則第34号)等関係法令等の定めるところによります。